

追加申請関係書類について

1 はじめに

今回が本交付金の申請を行う最後の機会になります。2万円/10aの取組及び厳選出荷の取組及び5万円(25・80万円)/10aの取組の追加につきましても、併せて申請いただきますようお願いいたします。

2 2万円/10aの取組について

ア. 新たな契約締結に向けた取組, イ. 新品種・新技術導入に向けた取組, ウ. 有機農業・GAP等の認証取得の取組に対し交付されるものです。1つの圃場に対しア～ウの取組を重複して実施することも可能です。

○対象品目

2月～4月(花きについては5月, 茶については6月まで)に出荷を行った品目
(野菜・花き, 果樹, 茶の大きなくくり)

例) 2月に「はくさい」を出荷している方が「秋ナス」に対し, 認められた新技術の導入を行う → 支援の対象

○申請方法

【高収益作物次期作支援交付金2万円/10aの取組「ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備」について】及び【三重県における新品種・新技術の導入に向けた取組】を参考に, 参考様式2(面積等整理表)を記入し提出。

3 厳選出荷の取組(2,200円/人)について

産地等(農協, 生産部会, 卸売業者等)の取り決めに基づき, 品質の高いものに限定して生産・出荷するなどの工夫をする農業者の取組に対し, 1人1日当たり2,200円交付されるものです。(作業従事者1人当たり90日分が最大)

対象になる品目や具体的な取組は【「厳選出荷の取組」の支援内容】をご覧ください。

○申請方法

手持ちの作業日誌等を基に様式丁に必要事項を記入し提出。

※ 花きについては, 産地等の取り決めが確認できる指示書等を添付してください。

※ 2万円/10aの取組及び3 厳選出荷の取組については今回の見直しの対象外のため, 減収額により交付申請額に上限が設けられるものではありません。

4 5万円(25・80万円)/10aの取組について

追加申請の受付は, 運用見直し後の制度対象となるため個別に御相談ください。

5 その他

5万円(25・80万円)/10aの取組について, 減収額が0円であったため申請ができなかったとしても, 2万円/10a及び厳選出荷の取組は申請することができます。